

口座振替ウェブ申込みを開始しました

スマートフォンなどを利用して、口座振替の申込みができるようになりました。依頼書の記入や印鑑も不要で、24時間受付ができます。ウェブ申込みの場合、最短で当月、遅くとも翌月には振替開始となります。

■ 手続ができる金融機関

大分銀行 福岡銀行 西日本シティ銀行 筑邦銀行

■ 対象となる税・料金等

市県民税・森林環境税(普通徴収) 固定資産税・都市計画税
 軽自動車税 国民健康保険税 介護保険料 上下水道使用料金

■ 申込みに必要なもの

通帳又はキャッシュカード等の口座情報が確認できるもの
 納税通知書又は納付書等の納税義務者と通知番号が確認できるもの
※上下水道使用料金については、「上下水道等使用量のお知らせ」や「納入通知書」に記載のお客様番号が必要となります。

詳細は市ホームページをご確認ください▼



口座振替は スマホを使用して

簡単 3STEP

STEP1

口座振替申込ページにアクセス

二次元コードを読み取り、口座振替申込ページにアクセスします。



市税等▲
上下水道料金▲

STEP2

申込内容の登録

お客さま情報・支払口座を登録し、銀行のページにて本人確認を行います。



※上記の申込画面はイメージです。

STEP3

口座振替の開始

ご指定の口座から自動的に引き落としとなります。



※通帳の画像はイメージです。

☎(税金に関すること) 税務課納税係 ☎28205 (市役所1階)
☎(上下水道料金に関すること) 経営管理課窓口 ☎28224 (市役所5階)

税に関するお知らせ

軽自動車税(種別割)の納税は6月2日(月)まで

詳細はこちら▶



軽自動車税(種別割)は4月1日時点の納税義務者(所有者等)に課税されます。納税通知書は5月上旬に発送する予定ですので、6月2日(月)の納期限までに納めてください。税務課窓口のほか、金融機関、コンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリでの納付もできます。

【税額について】

・軽自動車(四輪以上及び三輪の軽自動車)
新車新規登録された年月(車検証の「初度検査年月」)や環境性能等によって税額が決まります。
※令和7年度以降に初度検査年月から13年経過した車両(平成24年3月31日以前に新車新規登録)は税額が上がります。
・原動機付自転車(125cc以下のバイク等)、125cc超のバイク、小型特殊自動車(トラクターやフォークリフト等)
令和7年度の税額は、前年度から変更ありません。

【ナンバープレートについて】

原動機付自転車、小型特殊自動車は、使用や道路走行の有無に関わらず、所有している場合はナンバー登録が義務となっていますので、適正に標識交付の申請を行ってください。

【軽自動車税(種別割)納税証明書及び領収証書】

軽自動車税(種別割)納税証明書及び領収証書は車検を受けるときに必要となる場合がありますので、車検と一緒に大切に保管してください。
※スマートフォン決済アプリで納付した場合、領収証書は発行されません。軽自動車税(種別割)納税証明書及び領収証書が必要な人は、コンビニエンスストアや金融機関等の窓口をご利用ください。

自動車税の納税は6月2日(月)まで

自動車税(普通自動車)は、金融機関等のほか、「地方税お支払いサイト」からクレジットカード払い等で納付することができます。また、スマートフォン決済アプリの利用もできます。納期内納付にご協力ください。詳細は、日田県税事務所にお問い合わせください。

県税の納付についてはこちら▶



☎大分県日田県税事務所 ☎4175
税務課税制窓口 ☎28397 (市役所1階)

【軽自動車税(種別割)の減免】

次の①~③に該当する場合は、軽自動車税(種別割)の減免を受けられる場合があります。詳細は、車検証及び障害者手帳等をご準備の上、下記にお問い合わせください。※できる限り納付前に申請してください。納付後に減免となった場合、還付のために、口座が確認できる書類の提出が必要となる場合があります。

■ 申請期限 6月2日(月)
※申請期限(納期限)後の受付はできません。

①障がい者減免

障がい者本人が所有し、障がい者のために使用する軽自動車(障がい者が18歳未満の場合等は、家族所有の軽自動車も含む)
※減免の対象となる障がいの程度、軽自動車の使用頻度等には一定の基準があります。

■ 申請に必要なもの 運転免許証又はマイナ免許証、車検証、身体障害者手帳等、軽自動車税(種別割)納税通知書、マイナンバーが分かるもの

②身体障がい者用構造減免

身体に障がいのある人が利用するために改造された軽自動車

■ 申請に必要なもの 車検証、構造と標識番号が確認できる写真、軽自動車税(種別割)納税通知書

③公益減免

公益法人などが所有する軽自動車で、公益のために直接使用する車

■ 申請に必要なもの 法人の代表者印、車検証、軽自動車税(種別割)納税通知書、運行計画書、定款等

☎税務課税制窓口 ☎28397 (市役所1階)

固定資産税の納税通知書を発送します

令和7年度の固定資産税1年分(第1~4期)の納付書を5月上旬に発送します。第2期以降分の納付書は大切に保管し、各納期限までに納付してください。なお、一括して納付する場合は、第1~4期分の納付書4枚で、第1期納期限(6月2日(月))までに納付してください。

また、令和7年度中に予定しているシステムの切り替えに伴い、これまで主に確定申告に利用されていた税額確認書が発行できなくなります。納税通知書に同封している課税資産明細書は確定申告の資料として利用することができますので、大切に保管してください。

☎税務課資産税係 ☎28206 (市役所1階)